おそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、落札の条件ア及びイを満たす者かつ適切な「入札価格」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

② 上記①において、「評価値」の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③ 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。

⑷ 評価内容の担保　実際の施工に関しては、技術提案に記載された内容により施工するものとし、工事完成後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合、工事成績評定を未実施の評価項目ごとに減ずることとする。

４　入札手続等

⑴ 担当部局　〒330―9722 埼玉県さいたま市中央区新都心２―１さいたま新都心合同庁舎２号館　関東農政局総務部会計課事業経理調整係　電話048―740―0334

⑵ 入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書を以下の交付期間において電子入札方式により交付する。ただし、書面による交付を希望する場合は、あらかじめその旨を以下の交付場所へ申し込みを行ったうえで、以下の期間、場所にて交付する。

① 交付期間　令和４年９月13日から令和４年10月18日まで（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に定める行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の午前10時から午後５時まで。ただし、最終日については正午までとする。

② 交付場所　〒330―9722 埼玉県さいたま市中央区新都心２―１さいたま新都心合同庁舎２号館　関東農政局農村振興部設計課技術審査第１係　電話048―740―0533

③ その他　配付資料は無料である。

⑶ 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

① 提出期間　申請書（別紙―１のみ）は令和４年９月14日から令和４年10月18日まで、申請書（別紙―１を除く）及び確認資料は令和４年11月25日から令和４年11月30日まで、いずれも行政機関の休日を除く午前10時から午後５時まで。ただし、最終日については正午までとする。

② 提出場所　上記⑵の②に同じ。

③ 提出方法　電子入札方式により提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は上記②へ持参又は郵送（郵便書留や宅配便など配達の記録が残るものに限る）するものとする。

⑷ 見積書及び根拠資料の提出期間及び方法等　令和４年９月14日から令和４年10月18日までに提出する。提出方法は、原則、電子入札システムにより提出するものとし、詳細は入札説明書による。

⑸ 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

① 提出期間　令和５年１月11日から令和５年１月19日までの行政機関の休日を除く午前10時から午後５時までとする。

② 提出場所　上記⑴に同じ。

③ 提出方法　入札保証金の納付等に係る書類の提出は、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）、託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着）又は電子メール（提出期間内必着）により行うものとする。

⑹ 入札の日時、場所及び提出方法

① 入札日時　令和４年11月25日から令和４年11月30日までの午前10時から午後５時まで。ただし、最終日については正午までとする。

② 提出方法　上記①の受付期間内に電子入札方式により提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。紙入札方式による入札の場合は、上記①の受付期間内に上記⑴へ持参により提出する。

③ 留意事項　紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格確認申請書受付票の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

⑺ 開札の日時、場所

① 開札日時　令和５年１月20日午後１時30分

② 開札場所　関東農政局13階入札室

③ 留意事項　紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

５　その他

⑴ 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵ 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店）又は銀行等の保証（取扱官庁　関東農政局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店）。ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店）

イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁　関東農政局）。また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

⑶ 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷ 配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。

⑸ 手続における交渉の有無　無。

⑹ 契約書作成の要否　要。

⑺ 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無。

⑻ 低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金の額は10分の３以上とする。また、低入札価格調査を受けた者との契約に係る前金払の金額は、請負代金額の10分の２以内とする。

⑼ 契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書による。

⑽ ＶＥ提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

⑾ 発注者がＶＥ提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもＶＥ提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。

⑿ 施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

⒀ 関連情報を入手するための照会窓口　上記４の⑴に同じ。

⒁ 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加　上記２の⑵に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者であっても、上記４の⑶により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。